

福島県避難地域広域公共交通検討協議会規約

(目的)

第1条 福島県避難地域広域公共交通検討協議会（以下「協議会」という。）は、避難地域12市町村において住民が日常生活を送るために必要な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（令和2年11月の改正法施行前に策定された地域公共交通網形成計画を含む。以下「計画」という。）を策定する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を次のところに置く。
福島県生活環境部生活交通課内

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情を踏まえた先行的・部分的な運行に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は福島県生活環境部長とし、副会長は会長の任命による。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、具体的な協議又は調整をするため、協議会に幹事会を設置する。幹事会には座長、副座長を設置する。

(方部会)

第10条 協議会に提案する事項について、部分的に協議又は調整をするため、必要に応じて幹事会の下に方部会を設置する。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ幹事会の下に分科会を設置することができる。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、福島県生活環境部生活交通課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局は、協議会の庶務を行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年9月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月29日から施行する。

別表

- ・福島県生活環境部長
- ・福島県生活環境部政策監
- ・計画を作成しようとする地方公共団体の副市町村長（田村市・南相馬市・川俣町・広野町・檜葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯舘村）
- ・東日本旅客鉄道(株) 仙台支社 福島支店長
- ・東日本旅客鉄道(株) 水戸支社 総務部企画室長
- ・新常磐交通(株) 代表取締役社長
- ・福島交通(株) 代表取締役社長
- ・東北アクセス(株) 代表取締役社長
- ・ジェイアールバス東北(株) 福島支店長
- ・(公社) 福島県バス協会会長
- ・(一社) 福島県タクシー協会会長
- ・国土交通省東北地方整備局 磐城国道事務所長
- ・福島県土木部 道路計画課長
- ・福島県警察 交通企画課長
- ・国立大学法人 福島大学 経済経営学類 准教授（地域経済論）
- ・独立行政法人 国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 教授（都市経済学）
- ・福島県PTA連合会会長
- ・福島県社会福祉協議会会長
- ・福島県老人クラブ連合会会長
- ・日本労働組合総連合会福島県連合会会長
- ・国土交通省東北運輸局 福島運輸支局長
- ・復興庁福島復興局次長
- ・東日本高速道路株式会社 東北支社 いわき管理事務所長
- ・福島市 都市政策部 交通政策課長
- ・郡山市 建設交通部 総合交通政策課長
- ・いわき市 都市建設部都市計画課総合交通対策担当課長
- ・相馬市 企画政策課長
- ・双葉地方広域市町村圏組合 事務局長
- ・(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島オフィス 交流促進部長
- ・福島県 企画調整部 企画調整課長
- ・福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課長
- ・福島県 避難地域復興局 避難地域復興課長
- ・福島県 商工労働部 商工総務課長
- ・福島県 保健福祉部 保健福祉総務課長
- ・福島県 観光交流局 観光交流課長
- ・福島県 土木部 土木企画課長
- ・福島県 教育庁 教育総務課長
- ・福島県 病院局 病院経営課長
- ・福島県 相双地方復興局長
- ・その他会長が必要と認める者